

# 青森県報

第三千二十三号

平成二十年  
十二月十二日  
(金曜日)

## 告 示

青森県告示第七百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 使用の手続の開始

#### 1 起業者の名称

青森県

#### 2 使用の手続の開始に係る事業の種類

一般国道三三八号改築工事（白糠バイパス・上北郡六ヶ所村大字泊地内から下

北郡東通村大字白糠地内まで）及びこれに伴う附帯工事

#### 3 使用の手続の開始をする土地

上北郡六ヶ所村大字泊字焼山地内

### 二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

六ヶ所村役場

青森県告示第七百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 目 次

#### 告 示

土地収用法による収用又は使用の手続の開始	（監理課）	一
道路の区域の変更	（道路課）	一
道路の供用の開始	（同）	二
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定	（建築住宅課）	三
証紙売りさばき人の住所及び名称の変更	（出納課）	三
右	（同）	三
右	（同）	三
右	（同）	四
建設業者の許可の取消し	（東青地域局）	四
地籍調査の成果の認証	（農村整備課）	四
右	（同）	四
右	（同）	五
右	（同）	五
出先機関		
土地改良区の清算人の退任	（東青地域局）	五
土地改良事業の工完了	（三八地域局）	六
土地改良区の役員の退任	（同上地域局）	六
土地改良事業の工完了	（同上）	六

番 号	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	前 後 更 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	県 道	西 目 屋 二 ツ 井 線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四〇の二から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四四の九まで	前	七・〇〇メートルから	二六・五〇メートル	
				後	七・〇〇メートルから	二四・九〇メートル	
				後	三・五〇メートルから	一一・四〇メートル	
2	国 道	四 五 四 号	八戸市大字尻内町字渡ノ葉二三の七から 八戸市大字尻内町字根岸河原三〇の四五まで	前	七・七〇メートルから	六三・八〇メートル	
				後	一・六〇メートルから	六一・四・五〇メートル	
				前	三・三〇メートルから	六一・四・五〇メートル	
3	国 道	二 八 〇 号	東津軽郡今別町大字大泊字与茂内六の一から 東津軽郡今別町大字山崎字山元八九の二六まで	前	八・〇〇メートルから	一〇・一〇メートル	
				後	九・〇〇メートルから	一〇・一〇メートル	
				前	二・八〇メートルから	一一・六〇メートル	

青森県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 日
県道 西目屋二ツ井線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四〇の二から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四四の二まで	平成二〇・一二・一五

国道 三三八号	下北郡佐井村大字長後一〇一の一から 下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二 九四林班か小班まで	三〇・三・元
------------	---	--------

青森県告示第七百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 ハウスブ ラス確認 検査株式 会社	住 所 東京都港区浜 松町二丁目四 の一	構造計算適合性判定 の業務を行う事務所 の所在地	指 定 を し た 日 平成二十年十 月二十四日	構造計算適合 性判定の業務 の開始の日 平成二十年十 一月一日
-----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---

青森県告示第七百九十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字羽白字富田一九〇の四

青森農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

青森市大字平新田字池上一の一の二四  
新あおもり農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

青森市大字羽白字富田一九〇の四  
青森農業協同組合

青森県告示第七百九十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字羽白字富田一九〇の四

青森農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

青森市浪岡大字浪岡字細田八七  
浪岡農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

青森市大字羽白字富田一九〇の四  
青森農業協同組合

青森県告示第七百九十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
青森市大字羽白字富田一九〇の四  
青森農業協同組合

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び名称  
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一一一  
東つがる農業協同組合
- 2 変更後の住所及び名称  
青森市大字羽白字富田一九〇の四  
青森農業協同組合

公 告

地籍調査の成果の認証

むつ市及び五所川原市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
むつ市	緑ヶ丘の一部	
五所川原市	下岩崎	尾花原の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐々木建設工業
- 二 代表者の氏名 佐々木 重雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市中央二丁目一七の一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第七四九五号
- 五 取消年月日 平成二十年八月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社エビナ住研
- 二 代表者の氏名 蝦名 實
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字岡町字舟岡三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第九四二三号
- 五 取消年月日 平成二十年十一月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十年十一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社エビナ住研

二 代表者の氏名 蝦名 實

三 主たる営業所の所在地 青森市大字岡町字舟岡三の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第九四三三三号

五 取消年月日 平成二十年十一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社工ステイ佐々木鉄筋

二 代表者の氏名 佐々木 巖

三 主たる営業所の所在地 青森市長島三丁目一三の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五〇二六号

五 取消年月日 平成二十年十一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した平内町土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

氏 名	住 所	退任の年月日
阿部 壽夫	東津軽郡平内町大字山口字山口三の一	平成二〇・二・二七
工藤 勇吉	大字浜字字家ノ下一九の四三	"
三津谷善雄	大字浅所字浅所三	"
土岐 武彦	大字福島字福島一二の二	"
鳥谷部建雄	大字清水川字道巢一八の七	"
船橋 元義	字往来道添一	"
鹿股 利春	字大泡一七	"
工藤 勝繁	大字松野木字家岸三一	"
小形 正儀	大字藤沢字長橋九八の一	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
大久保地区基盤整備促進事業	三戸町	平成二八・一〇・二五
向谷地前地区基盤整備促進事業	八戸市	一九・二・二六

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	坪 米 男	上北郡七戸町字大平四九	平成二〇・一〇・三〇

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業 四四一	東北町	平成二〇・三・二七
十九年災農業用施設災害復旧事業四四一〇一	"	二〇・三・二五
" 四四一〇二	"	"
" 四四一〇三	"	二〇・三・二七
" 四四一〇四	"	二〇・四・二四
" 四四一〇五	"	二〇・五・九
" 四四一〇六	"	"
" 四四一〇七	"	"
" 四四一〇八	"	二〇・五・一六
" 四四一〇九	"	二〇・五・九
" 四四一一〇	"	二〇・五・三
" 四四一一一	"	"
" 四四一一二	"	二〇・五・九

十九年災農地災害復旧事業	〃	〃	〃
四八三	四四 一一五	四四 一二四	四四 一二三
六ヶ所村	〃	〃	〃
二〇・九三〇	二〇・五三三	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭